

令和元年度第1回鴨川市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日時 令和元年7月30日（火）午後1時30分から

2. 場所 鴨川市役所 4階 400会議室

3. 出席者

（1）委員

樋口洋子委員、高橋隆一委員、黒野秀樹委員、林宗寛委員、酒井龍一委員、高梨道広委員、
箭内琢磨委員

（2）鴨川市国民健康保険条例施行規則第14条の規定により出席した者

亀田郁夫市長

健康福祉部 牛村隆一部長

健康推進課 角田守課長

総務部

税務課 渡邊寿美課長

市民生活課 岩瀬英彦課長、長幡祐自課長補佐

保険年金係 池田幸江係長、小原富裕主査

4. 次第

（1）開会

（2）市長あいさつ

（3）会長選出

（4）会長あいさつ

（5）議件

①平成30年度国民健康保険特別会計決算について

②その他

国保疾病特別医療費の状況について

健康ポイントについて

（5）閉会

5. 会議内容

別紙のとおり

6. 会議の傍聴者

1名

1. 開会

(司会)

皆様、こんにちは。本日の進行を務めさせていただきます市民生活課の長幡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会議に入る前にあらかじめご案内いたします。本会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」に基づき、公開とさせていただきます。つきましては、会議録作成のため会議を録音させていただきます、市のホームページに掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、本日の傍聴の申込みは1名いらっしゃいますので、ご承知おきください。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。事前に配布しました資料といたしまして、1点目、令和元年度 第1回鴨川市国民健康保険運営協議会次第、2点目、鴨川市国民健康保険運営協議会委員名簿、3点目、国民健康保険運営協議会関係法令等、4点目、資料1 平成30年度鴨川市国民健康保険特別会計決算書、5点目、資料2 国保疾病別医療費の状況について、本日配布しました資料としまして、「健康ポイントシート」でございます。以上ですが、お手元にご覧いただけますでしょうか。

不足等ございましたら、お申し出ください。

会議に先立ちまして、市長より皆様に委嘱状の交付をさせていただきます。自席にて委嘱状をお受け取りください。市長、よろしくお願いいたします。(市長より委嘱状配布)

以上で、委嘱状の交付を終了いたします。

本日、7名の委員の出席をいただいております。過半数の委員が出席されておりますので、鴨川市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、本協議会は成立いたしました。ただいまより、令和元年度第1回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。このたび、委員の選任替えもございましたので、委員の皆様と事務局の紹介をさせていただきます。会議資料の「鴨川市国民健康保険運営協議会委員名簿」をお配りしておりますとおり、7名の皆様に委員としてご就任いただいております。

名簿の順に、紹介させていただきます。はじめに、被保険者代表の樋口洋子様、高橋隆一様でございます。次に、保険医代表の林宗寛様、黒野秀樹様でございます。次に、公益代表の酒井龍一様、高梨道広様でございます。最後に、被用者保険等保険者代表の箭内琢磨様でございます。次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。鴨川市長、亀田郁夫市長でございます。以下、職員につきましては、自己紹介とさせていただきます。健康福祉部長から順次お願いします。

※ 事務局 自己紹介

以上で、委員及び職員の紹介を終わらせていただきます。最後になりましたが、私、市民生活課、課長補佐の長幡と申します。あらためて、よろしくお願いいたします。

会議開催にあたり、亀田市長よりごあいさつを申し上げます。

2. 市長あいさつ

本日は、ご多用のところ令和元年度第1回鴨川市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年度から新たに3か年の任期ということで、委員の皆様にご依頼をお願いしたところでございますが、皆様には快くお引き受けいただきまして、重ねて厚くお礼申し上げます。

ご承知のように、国民健康保険の都道府県単位化という、大改革が実施されてから、早1年が経過いたしました。おかげさまで、これまで特に大きな混乱も無く、おおむね円滑に実施できたのではないかと考えております。

制度改革は実施されたところでございますが、国民健康保険が抱える構造的な課題である年齢構成や医療費水準が高いこと等の課題がなくなったわけではありません。国民健康保険制度を将来にわたり磐石なものにしていくためには、医療費の適正化など様々な取組を一層推進しなければならないと考えております。

本日の議題は、「平成30年度鴨川市国民健康保険特別会計決算について」、そして、その他として「国保疾病別医療費の状況について」、「健康ポイント」についてでございます。

ご出席の皆様におかれましては、それぞれの立場から本市の国民健康保険の事業運営に対しまして、引き続き、ご意見、ご指導を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 会長選出

(司会)

続きまして、会長及び会長代理の選出でございますが、皆様にお諮りいたします。会長が決まるまでの間、市長を座長に進行したいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、会長が決まるまでの間、市長に座長をお願いいたします。

(市長)

会長が決まるまでの間、座長を務めさせていただきます。

初めての委員さんもいらっしゃいますので、国保運営協議会に関する法令等について、事務局より説明をいたします。

(市民生活課長)

国民健康保険運営協議会関係法令等(抜粋)をご覧ください。既にご高承の委員もいらっしゃると思いますけれども、国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条第2項に基づいて、市町村に設置するもので、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する機関でございます。

従いまして、議会の議決を得る案件等は、重要事項として委員皆様のご審議をいただくものでございます。

そして、委員の任期につきましては、2ページの国民健康保険法施行令第4条に「協議会の委員の任期は3年とする。」とあり、これに基づきまして、今期から3年の委嘱をしているところで

す。

次に協議会の会長につきましては、施行令第5条に、「協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」となっており、会長の選任につきましては、3ページの鴨川市国民健康保険条例施行規則第4条第2項「会長の選挙は、無記名投票でこれを行い、最多数を得た者をもって当選者とする。また、委員中に異議のないときは、他の方法を用いることができる。」会長代理の選出についても、「会長の選挙に準じて行うこと」とされています。以上です。

(市長)

会長の選出でございますが、ただ今、説明にあったとおり、会長は公益を代表する委員の中から選出することになっております。また、会長の選出は無記名投票を原則としておりますが、委員皆様の異議ないときは他の方法を用いることができるとされております。そこで、会長の選出方法につきまして、お諮りいたします。慣例により、指名推薦でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(市長)

委員の皆さんの了承をいただきましたので、指名推薦とさせていただきます。
会長をご推薦いただきたいと思います。

(高橋隆一委員)

高梨道広委員さんを推薦いたします。

(市長)

ただ今、高橋委員さんから、高梨道広委員さんを会長にという意見がございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(市長)

それでは、委員皆様のご賛同をいただきましたので、高梨道広委員さんをお願いいたします。
会長が決定いたしましたので、座長の職を解かせていただきます。
ありがとうございました。

(司会)

会長に選任されました高梨委員。会長席をお願いいたします。

※ 会長 着席

4. 会長あいさつ

(司会)

会長となりました、高梨委員よりご挨拶をお願いします。

(会長)

ただいま、皆様のご推薦により、会長職を仰せつかることになりました、高梨道広でございます。会長就任にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

会長という大役を仰せつかり、責任の重さを痛感しておりますが、皆様のお力添えをいただきながら、本市国保事業の発展と、国保運営の安定化に向けて、少しでもお役に立てればと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、先ほど市長さんのご挨拶にもございましたが、国民健康保険の都道府県化という、改革が実施されてから、1年が経過しました。この国民健康保険制度は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療が受けられる、わが国の医療保険制度の中核を担っております。

一方では、少子高齢化、人口減少に伴い、多くの市町村国保が厳しい財政運営を余儀なくされております。今回の制度改革により、次世代におきましても、引き続き安定した制度運営がされるよう願うものであります。

さて、本日は、この後、「平成30年度鴨川市国民健康特別会計決算について」、そして、「国保疾病別医療費の状況について」、「健康ポイント」について事務局から説明がございます。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、限られた時間ではありますが、皆様のご協力により、本日の会が有意義なものとなりますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

これ以降の進行につきましては、鴨川市国民健康保険条例施行規則第6条によりまして、会長が議長となることになっておりますので、高梨会長に議長をお願いいたします。

高梨会長、よろしくお願いいたします。

※ 会長、議長となり議事進行

5. 議件

(会長)

会議を進めさせていただきます。

はじめに、会長代理の選出でございますが会長の指名でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

皆様のご了承をいただきましたので、樋口洋子委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

委員皆様のご賛同をいただきましたので、樋口洋子委員を会長代理として決定をさせていただきます。

続いて、会議録署名委員を指名させていただきます。会議録署名委員に酒井龍一委員を指名いたします。

※ 酒井龍一委員了承

議件に入ります。

議件 1 平成 30 年度国民健康保険特別会計決算について、事務局より説明をお願いします。

（市民生活課長）

それでは、平成 30 年度国民健康保険特別会計決算について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが資料 1 の 1 ページをご覧ください。

はじめに、平成 30 年度から都道府県が市町村と共に国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払う。市町村は県が市町村ごとに決定した納付金を県に納付する方法に変わったことによるものです。

従いまして、平成 30 年度につきましては、科目の新設・廃止等がありましたが、基本的には金額の増減となりますので、増減理由などにつきまして、説明させていただきます。

国民健康保険の概要についてでございますが、資料の左側の下の方でございますが、加入状況につきましては、年間平均の加入世帯数は、5,957 世帯、被保険者数は 9,017 人となっております。

前年度比で、世帯数で 156 世帯、2.6%の減、被保険者数で 443 人、4.7%の減となっております。

この被保険者数の減少ですが、国保加入者が 75 歳を迎え、後期高齢者医療制度へ移行することや、平成 28 年 10 月から短時間労働者の社会保険適用条件の緩和によりまして国保から社会保険へ移行する方の増加によるものであります。

次に医療費の動向でございますが、総医療費は 34 億 9,559 万 9 千円で、前年度比 2 億 3,809 万 8 千円、7.3%の増です。

これは、主に、高齢化の進展や医療技術の高度化などから年々増加傾向にあります。

次に、決算の概要でございますが、歳入決算額につきましては、左側ページの表の一番下になりますけれども総額では、43 億 5,908 万 9 千円で、前年度比 6 億 9,683 万 8 千円、13.8%の減となっております。

次に、歳出決算額につきまして右側ページの表の下から 2 段目になりますけれども、42 億 8,861 万 2 千円で、前年度比 5 億 698 万 4 千円、10.6%の減となっております。

歳入歳出差引残額は、7,047 万 7 千円で、前年度比 1 億 8,985 万 4 千円、72.9%の減となっております。

歳入歳出が大幅に減少となった主な要因ですが、説明の冒頭のとおり、平成 30 年度から県の広域化によるものです。

それでは、歳入の内訳でございますけれども、左の表の上段にお戻りください。

まず保険税ですが合計額で、8 億 1,451 万 8 千円で前年度比 3,803 万 8 千円、4.5%の減となっております。これは、主に後期高齢者医療保険への移行や短時間労働者に対する健康保険の適用拡大に伴う被保険者の減によるものです。

次に、国庫支出金は、平成 30 年度からの県による広域化により、従前、市に交付されていた、国庫支出金が県へ交付されることとなったことから、合計額で 7 万 9 千円で、前年度比 9 億 8,793 万 1 千円、100.0%の減となっております。

次に、療養給付費等交付金と前期高齢者交付金ですが、広域化により県に交付されるため、決算額は、0 円で、皆減です。

次に、県支出金でございますが、合計で 30 億 1,599 万 5 千円で、前年度比 27 億 3,141 万 4 千円、959.8%の大幅な増となっております。広域化により県から交付されることとなったものとなっております。

共同事業交付金ですが、広域化により県に交付されるため、決算額は、0 円で、皆減です。

次に、繰入金につきましては、一般会計繰入金で、2 億 5,576 万 6 千円、前年度比 3,399 万 4 千円、11.7%の減となっております。

主なものとして、地方交付税措置による財政安定化支援事業の減によるものです。

また、財源補填のための基金からの繰入金につきましては、行いませんでした。

次に、繰越金でございますが、2 億 6,033 万 2 千円で前年度比 1 億 2,640 万 4 千円、94.4%の増となっております。

最後に、その他収入といたしましては、諸収入で保険税の延滞金等で、1,239 万 9 千円で、前年度比 172 万円、16.1%増となっております。

続きまして歳出でございますが、右側の表をご覧くださいと思います。

まず、総務費ですが、1,252 万 8 千円で国保事業における事務費が主な内容となっております。前年度比 875 万円、41.1%の減となっております。

主な要因は、平成 29 年度におきましては、広域化に伴いますシステムの改修を行ったことによる減です。

平成 30 年度においては、保険証と高齢者受給者証の一体化のシステム改修を行っております。

次に、歳出の 7 割を占めます、保険給付費につきましては、総額で 29 億 8,340 万円で、前年度比 1,160 万 6 千円、0.4%の減となっております。

説明の冒頭で、総医療費は前年度比、7.3%の増と申しました。

それに比べて、医療費の支払いである保険給付費が減少している理由ですが、冒頭にも申し上げましたが、被保険者数の減少に伴うものです。

また、給付の内訳として、一般医療分が 0.5%増、退職者医療分が 58.0%減でございます。退職者医療分につきましては、平成 20 年度の制度改正により、平成 26 年度にて新規適用が最後となり、平成 27 年度からは現存者が 65 歳まで適用となる経過措置による減となっております。

また、この保険給付費のうち、任意給付である出産育児諸費と葬祭諸費を除いた部分については、平成 30 年度からの広域化により歳入の県支出金のうち、保険給付費等交付金・普通交付金と

して、県から市に全額交付されることとなったものです。

次に、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、そして、一つ飛ばして、共同事業拠出金は、県の広域化より不要となったものです。

次に、事業費納付金として、県の広域化により新設された科目で、県が市町村の保険給付費を賄うために必要となる費用を各市町村に振り分けて納付させるものです。この納付金の額は、県が各市町村の医療費水準や所得水準等を勘案して決定しておりまして、医療給付費分 7 億 1,552 万 3 千円、後期高齢者支援分 2 億 5,694 万 6 千円、介護納付金分 8,556 万円となっており、合計で 10 億 5,802 万 9 千円となっています。

次に、保険事業費のうち特定健診等事業費につきましては、決算額 1,852 万円、前年度比 136 万 8 千円、8.0%増となっております。国保被保険者のうち、特定健診受診者の増に伴うものです。

保健衛生普及費は、1,303 万 7 千円で、前年度比 732 万 1 千円、36.0%減となっています。これは平成 29 年度は、データヘルス計画の策定に必要な医療費分析に係る業務委託により実施しましたが、これに伴う減です。

次に、基金等積立金は、1 億 2,000 万円です。これによりまして、平成 30 年度末の国保財政調整基金残高は左下に記載してありますが、1 億 2,100 万円となったところでございます。

諸出金は、前年度の療養給付費負担金等の精算に伴う返還金、保険税過誤納還付金などです。金額につきましては、7,910 万 8 千円で、前年度比 5,799 万 6 千円、274.7%の増となっております。主なものは、平成 29 年度国民健康保険療養給付費等負担金等の交付額の確定による返還金 6,711 万 2 千円によるものです。

最後になりますが、収支を改めて申し上げますと、差引残 7,047 万 7 千円で、前年度よりは 1 億 8,985 万 4 千円の減となりましたが、都道府県広域化になって初めての決算ですが、収支はプラスとなったところです。

以上で、平成 30 年度国民健康保険特別会計決算の状況についての説明を終わらせていただきます。

なお、資料 2 枚目には、平成 23 年度からの決算状況を載せてございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

それでは、続きまして、過去の分を含めまして、決算状況を見てみたいと思います。

資料の 2 枚目をご覧ください。

まず、表の構成を説明します。

一番上の表が、1 として「歳入」、そして順に「2・歳出」、「3・差引残額」、そして、「4・財政調整基金、これは不測の事態に備えた基金であります、その状況」、「5・単年度収支の状況」となっております。

そして、平成 23 年度の決算から掲載しております。

それでは、まず「5の単年度収支の状況」をご覧ください。純粋な入りと出を比較してみますと、平成 29 年度は黒字となっておりますが、その他の年度は、赤字となっております。これでは収支が成り立ちませんので、歳入に、財政調整基金や前年度繰越金を入れ、運営を行ってきたところ です。

次に、「4の財政調整基金の状況」をご覧ください。

平成 23 年度末で、4 億 3 千 9 百万であったものが、27 年度末には 3 千 9 百万円、28 年度末、

29 年度末は百万円、そして 30 年度の末は 1 億 2,100 万円であります。

これは、平成 26 年度に保険税率の改正が行われました。その時点では、平成 29 年度から県下の国保財政が一つになる広域化が予定されておりましたことから、広域化に伴って、それほど多額の基金は必要ないのではないか、と考えられていますので、基金の額を最小にしても、これを活用して税率の上げ幅を最小限にしようとしたものであります。しかしながら、29 年度において、2 億円を超える繰越をすることができましたので、現在の基金残高は 1 億 2,100 万円となっております。

それでは、30 年度決算、少し色がついている部分です。これをご覧ください。

まず、歳入ですが、まず保険税、8 億 1,451 万 8 千円、県支出金 30 億 1,599 万 5 千円を始めとする各種交付金等、そして前年度からの繰越金 2 億 6,033 万 2 千円を合わせまして、43 億 5,908 万 9 千円であります。

次に、歳出ですが、保険給付費が前年度比 0.4%の減となりましたことから、歳出合計 42 億 8,861 万 2 千円となり、差引、7,047 万 7 千円の黒字という数字になっております。

以上が、今年度の財政状況の現時点における状況でございます。

(議長)

ただ今、事務局から説明ございましたが、ご質疑ございますか。

(黒野委員)

私が持っている資料で市町村国保の取組状況についての資料があります。

平成 30 年度保険者努力支援制度の重症化予防関連ですが、県内市町村の達成状況で館山市はすべて達成となっています。鴨川市は実施しているような内容なのですが、未達成となっています。鴨川市は達成できていないのか、達成はできているが申請しないのか。しないのであれば、あえて申請しない理由をお聞きしたい。また、達成している館山市と未達成 24 市町村に入っている鴨川市、南房総市、鋸南町とでは、平成 30 年度の決算でどのくらいの差が出てくるのかお聞きしたい。

(市民生活課 小原主査)

平成 30 年度保険者努力支援制度の重症化予防についての達成状況について回答いたします。この保険者努力支援制度については、前年度(平成 29 年度)の取組状況に対して、評価するものです。

当初、平成 30 年度の取組に対して評価する制度でした。国保広域化の前準備ということで、前倒しにより、平成 29 年度の取組に対して評価するものとなりました。

このことにより、評価指標は示されたばかりであり、鴨川市においては、重症化予防対策については、未達成の状態でした。

取組達成に対して交付金が交付されるため、平成 30 年度において、重症化予防の対策に取組み、申請し、平成 31 年度保険者努力支援制度にて、重症化予防の対象、すべて達成となったところで

す。

平成 30 年度決算での達成と未達成の差については、保険者努力支援制度は得点制となっており、全体の得点の合計にて交付金の算定となりますので、重症化予防、1 つだけとりあげて、金額の

差を算出することは困難であります。

(黒野委員)

鴨川市が未達成になってしまったのは残念ですが、今後、こういう制度を積極的に利用してください。

(市民生活課 小原主査)

達成できるよう努めてまいります。

(議長)

黒野委員ありがとうございました。

そのほかに意見等はございませんか。

(酒井委員)

先ほど岩瀬課長さんから、1 ページ左下の年間平均加入世帯数と被保険者数のご説明がありました。この減については、後期高齢者医療制度への移行や社会保険への移行する方の増加によるものであるということですが、この傾向というのは、直近3年、5年でずっと同じような傾向なのでしょうか。

(市民生活課長)

加入世帯数、被保険者数については、ここ数年減り続けています。平成28年度に社会保険適用条件が緩和されたことにより、平成28年度から平成29年度にかけて若干減少が大きかったようです。

(議長)

酒井委員さんありがとうございました。

そのほか、質疑等ございますでしょうか。

よろしいですか。なければ質疑を終結させていただきます。

ただいま、議題となっております平成30年度国民健康保険特別会計決算についてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議もないようなので、議件1については、ご了解いただけたものと認めます。

次に、議件2 その他。報告として、国保疾病別医療費の状況について、事務局より説明をお願いします。

(市民生活課 小原主査)

わたくし事務局の市民生活課 保険年金係 小原が説明いたします。

資料2 国保疾病別医療費の状況についての資料をご覧ください。

どんな疾病に医療費が多く使われているのか、簡単な鴨川市国保の医療費分析となっています。

ページを開いていただき、まず1ページ目ですが、平成30年度鴨川市国保の被保険者がかかっている疾病別医療費の割合を入院、外来別医療費の高い疾病、上位10位を掲載いたしました。また、2ページ目には、平成29年度分となっており、比較してご覧になっていただくと増減がわかるように掲載いたしました。

まず、1ページ目、平成30年度疾病別医療費の割合の上の表をご覧ください。入院疾病の上位を見てみますと、精神疾患である統合失調症となっています。要因としては、患者の入院期間が長期化傾向にあります。ここで言う長期入院期間とは、6か月以上を指します。

平成30年度の長期入院者、1ヶ月あたり、181人、そのうち47人が精神疾患となっています。また、5年以上の人が20件、年齢層については、65から74歳までが6割を占めています。入院患者の高齢化が顕著となっています。

平成29年度と比べて、医療費が減少しているのは、75歳到達により国保から後期高齢者医療に移行による減となっています。次いで多いのが新生物がんの、35人、ほぼ6か月ぐらいの入院となっています。

次に、1ページ目の下の表をご覧ください。外来疾患となっています。慢性腎不全、その予備軍とも言える糖尿病、高血圧症といった疾病が上位を占めています。

慢性腎不全については、透析治療が必要となります。一人当たり年間約500万円もの医療費がかかりますが、患者の負担については、月に1万円程度であり、ほとんどの医療費は保険者である鴨川市国保が負担しなければならず、国保財政を圧迫する要因となっています。

平成29年度と比べて、医療費が減少しているのは、75歳到達による後期高齢者への移行、患者の高齢化による死亡等によるものです。そのほか、入院、外来ともに肺がんの医療費が増加傾向にあります。

この肺がんについては、がんの中でも治療が難しい「難治がん」と言われ、自覚症状に乏しく、他のがんと比較して、進行が速く、転移しやすいという特徴があります。がんの中でも最も死亡率が高くなっています。

以上、入院、外来共に生活習慣に起因する疾病が大部分を占めている状況にあります。

こうした生活習慣病の危険因子を察知し、疾病の早期発見・早期治療・重症化予防するために、毎年度実施している特定健診をより多くの方に受けていただくよう取り組んでいるところでございます。

ここには掲載されていませんが、治療薬が高額な白血病について、1件ございました。いずれも症状が軽く、医療費についても少額になっておりました。今年の5月、新しい白血病治療薬が公的保険適用となりました。金額については、一回の薬の投与3,300万円となっています。患者については、一部負担金の2～3割の支払いをするわけですが、高額療養費制度があるため、年齢、所得に応じて、負担する限度額が設けられており、およそ8万から3万円の限度額の範囲で治療ができます。

しかし、その他のかかった医療費については、保険者である国保が支払うこととなり、今後、大きな財政負担を生じる可能性があることを危惧しているところでございます。

次にページをめくってもらって、3ページ目をご覧ください。「医療費諸率の状況」として、上

の表が平成 30 年度、下の表が平成 29 年度となって比較できるように掲載しています。

この数値につきましては、国保の医療費の審査機関である千葉県国民団体連合会の国保データベースシステムにより集計したものです。各年度、上が入院、下が外来となっています。医療費については、点数で表示されています。1 点が 10 円となりますので、点数かける 10 円が実際の医療費となります。左から、鴨川市、千葉県、同規模、全国との比較した状況となっています。同規模については、平成 29 年度の表の下に記載のとおり、鴨川市と他の 7 市の比較となっています。

まず、「鴨川市の医療費の特徴」についてですが、入院、外来ともに「1 人当たり医療費点数」が、千葉県、全国と比較して、高い状況となっています。また、「千人当たりの病院、病床、医師数」が他と比べて倍以上と顕著になっています。

右側の 4 ページに飛びまして「鴨川市の県内の一人当たり総医療費」について、平成 29 年度、平成 28 年度分を掲載いたしました。平成 30 年度については、集計が確定していないため、直近の 2 年度分の掲載となっています。

「鴨川市の一人当たりの総医療費」については、いずれも県内では、高い金額となっています。この要因については、3 ページで触れました様に、鴨川市においては、医療機関数等が多く、受診環境が充実しており、それ故に一人当たりの総医療費が高い傾向となっていることが要因として考えられます。

掲載はしていませんが、平成 30 年度の鴨川市一人当たり総医療費は、387,667 円、平成 29 年度 371,943 円と比較して、15,724 円増となっています。国保被保険者数が減少している状況のなか、一人当たりの医療費が増加しています。これは、医療費単価の増加が考えられます。

また、資料には掲載がありませんが、参考として、75 歳以上が加入する後期高齢者医療保険の鴨川市の一人当たりの医療費ですが、直近の平成 28 年度、757,476 円、県平均 813,608 円、鴨川市は県下 54 市町村中、45 位と低い状況下にあります。

しかし、国保と比べて倍以上の金額となっており、どうしても年齢が上がるにつれて医療費が高くなってきます。参考として、1 位は印西市の 881,888 円、安房地区ですと館山市が 4 位の 863,721 円、南房総市が 7 位の 854,551 円、一番低いところで東庄町の 672,345 円となっています。

以上が簡単ではございますが資料 2 の「国保疾病別医療費の状況について」の説明となります。

その他として、A 4 の 1 枚の用紙になっている、ジェネリック医薬品について説明させていただきます。

鴨川市では、医療費適正化事業として、年に 2 回（1 回当たり約 1,000 通）、ジェネリック医薬品差額通知を発送しています。これは、現在、服用している薬について、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を記載したものとなっています。

まず、資料の上のグラフをご覧ください。「鴨川市国保の調剤費」のグラフを掲載してあります。平成 25 年度、ジェネリック医薬品差額通知を実施したときから平成 30 年度までの調剤費の推移を表しています。鴨川市国保の医療費総額の約 1 割が調剤費となっています。年々減少傾向にあります。

差額通知の効果についてですが、保険者、患者負担合わせて、年間約 1,200 人の方が切替をいたしまして、調剤費の約 150 万円の減少となっております。最も差額効果があった薬品は、血圧降

下剤、月約3万円の減でした。

資料の下のグラフ、ジェネリック医薬品使用率についてをご覧ください。平成25年度から平成30年度の鴨川市国保のジェネリック医薬品使用率の推移を表したものです。平成30年度末現在、71.9%となっています。国は、令和2年までに、80%にすることを目標としています。

以上、ジェネリック医薬品についての説明となります。

(議長)

ご質問等は、ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは続きまして、健康ポイントについて事務局より説明をお願いします。

(健康推進課長)

それでは鴨川健康ポイントにつきまして、ご説明をさせていただきます。

皆様方にお配りしました資料をご覧ください。健康ポイント事業につきましては平成29年度から本格的に実施しまして、今年で3年目を迎える事業でございます。市民の皆様1人1人の健康づくりに対しまして、関心を高め健康寿命の延伸に資するため、各個人に合わせました具体的な取組みを実践することを目的としております。参加者1人1人が設定いたしました目標や健診の受診などを通してこの鴨川健康ポイントを貯めていただきまして規定の3ポイントを取得した方に、景品を贈呈させていただいているものでございます。こちらの参加資格といたしましては、ご覧のとおり20歳以上の鴨川市民の方でございまして、この用紙につきましては、本庁・ふれあいセンター・その他出張所等施設で配布しています。また、ホームページにも掲載してございますので、そちらからダウンロードしてご利用いただけます。

規定の3ポイントを取得して用紙を市のほうに提出しますと、抽選で5名様に5,000円相当の特産品・健康用品、抽選で10名様に3,000円相当の特産品・健康用品を贈呈させていただきます。先着150名になりますけれどもクオカード500円分を贈呈させていただきます。また、提出していただいた方には、もれなく来年度の市の健診の無料受診券をお配りしております。今年の5月には、市の総合健診を実施しましたが、その中で昨年度、健康ポイントで取得した無料受診券で受診している方もいます。

裏面がポイントのサンプルとなりますが、ここに5つの欄がありまして、5つのうちどれか3つ以上押していただいて、市のほうに提出いただくようになります。

昨年度は123名の方にご応募頂いております。今年も引続き対象者の人数を増やしていきたいと思っておりますので、これを機会にこういったポイント制度をご活用いただければと思います。

以上です。

(議長)

ご質問等がございましたら、ご発言ください。

(箭内委員)

3年目ということで、利用状況は上がっているのでしょうか。

(健康推進課長)

過去３年間を見ますと対象者は増えています。

(箭内委員)

どのようにして、増やしていったのか伺います。どんな取組みをしましたか。

(健康推進課長)

市の広報誌、あと各種イベント、ホームページ等に掲載させていただきました。

(議長)

ありがとうございました。

ただいま、報告のありました件について、ご質問、ご意見等ございませんか。特になければ、ご理解いただけたものとします。

それでは、最後になりますが、せつかくの機会でございます。全体を通して、何かございますでしょうか。特になければ、本日の議件はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。

5. 閉会

(司会)

ありがとうございました。以上をもちまして、令和元年度第１回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。長時間にわたるご審議ありがとうございました。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により、会議録の内容について確認し署名します。

令和元年10月10日

鴨川市国民健康保険運営協議会

委員 酒井 龍一